

36協定締結に向けた議論が行われています

鉄道業を運営する上で、異常時や業務の波動等に柔軟に対応しなければなりません。そのため、36協定を締結して時間外・休日労働を認めることは必要です。一方で、業務量の見直しや長時間労働の実態や職場環境を改善していかなければ「時間外・休日労働が常態化」する危険性があります。

JR 東日本		
公休日労働 (1箇月)		2日まで
時間外労働	1日	8時間
	1箇月	45時間 注：協議後、公休日労働含み 80時間まで
	年間	330時間 注：協議後、495時間まで

労働時間は、1日8時間・週40時間を超えて労働してはならないと定められています。
(労基法 32条)

36協定を結ばないと、使用者（会社）は時間外・休日労働を指示できません



36協定は「企業運営を進める為の法律を超えた例外措置」か・・・

ちゃんと労働者代表に意見を伝えたり、話を聞かないと働きやすい職場にならないな

働きやすい職場環境を作るためにも、36協定を締結する上で「労働時間管理に対する認識一致」と「時間外・休日労働の縮減」への議論が必要です。時間を示したから「締結」では働く仲間のいのちは守れません！！

36協定を結ぶのは「働く人（労働者）」です。 労使が真摯に議論し、職場環境の整備と労働者が安全で働きがいのある職場を目指そう